

「第11次静岡県交通安全計画（中間案）」に対する意見及び県の考え方

- 1 パブリックコメントを踏まえた変更点
無し（計画（案）の修正を要する意見は無し）

2 意見募集の期間及び意見提出者数（件数）

募集期間	令和3年3月1日（月）から令和3年3月31日（水）
提出者数（件数）	2人（8件）

3 項目別の意見提出者数（件数）

項目	提出者数（件数）
全 般	
第1章 道路交通の安全	
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	
第2節 道路交通の安全についての目標	
第3節 道路交通の安全についての対策	1人（1件）
第2章 鉄道交通の安全	
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	
第2節 鉄道交通の安全についての対策	
第3章 踏切道における交通の安全	
第1節 踏切事故のない社会を目指して	
第2節 踏切道における交通の安全についての対策	
第4章 大規模地震等に備えての交通の安全	
第1節 想定される事態と初動措置	
第2節 講じようとする施策	
第11次静岡県交通安全計画以外に対するもの	1人（7件）
合 計	2人（8件）

4 寄せられた意見と県の考え方

第11次静岡県交通安全計画（中間案）に対するもの 1人1件

寄せられた意見		意見に対する県の考え方
1	<p>歩行者の安全対策として昨年から実施中の「しずおか・安全横断3つの柱」を交通安全教育で全県民に徹底する必要があるが、最も大切なことは「手を上げて運転者に横断する意思を伝えること」である。</p> <p>このことを交通安全教育で徹底することを提案する。</p>	<p>歩行者の安全対策を図るため、第1章第3節Ⅰ(2)「歩行者及び自転車の安全確保」に記述のとおり、「しずおか・安全横断3つの柱（①手を上げるなどして運転者に横断する意思を伝える、②安全を確認してから横断を始める、③横断中も周りに気をつける）」等と呼び掛け、歩行者が自らの安全を守るための行動を促す交通安全教育を推進してまいります。</p>

その他に対するもの 1人7件

寄せられた意見		意見に対する県の考え方
1	<p>信号機のLED化と交通施設のバリアフリー化は関連があるのか。</p> <p>（令和2年度静岡県交通安全実施計画第1章第1節1(3)の内容に対する意見）</p>	<p>LED式信号機は、電球式に比べて視認性が向上することから、視力が低下した高齢者等からも信号灯火の色を確認しやすいものと考えております。また、デザインについても視覚障害者の方への試験やアンケートを踏まえて導入されております。</p> <p>第11次交通安全計画第1章第3節Ⅱ1(1)ウ「高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備」に記述のとおり、高齢者や障害者等が安心して通行できる歩行環境の整備を推進してまいります。</p>
2	<p>事故危険箇所の対策推進に信号のLED化をする理由は。</p> <p>（令和2年度静岡県交通安全実施計画第1章第1節3(2)の内容に対する意見）</p>	<p>LED式信号機は、電球式に比べて西日等による擬似点灯現象が起きにくい等視認性が向上することから、自動車運転者から信号灯火の色を確認しやすく、交通事故抑止に資するものと考えております。</p> <p>第11次交通安全計画第1章第3節Ⅱ1(3)イ「事故危険箇所対策の推進」に記述のとおり、LED化を含めた信号機の新設・改良、道路標識の高輝度化、歩道の整備等の事故危険箇所対策を推進してまいります。</p>

3	<p>新型コロナの影響で、密になりがちな電車やバスを敬遠する傾向があるので、十分な換気対策等を実施していることをもっとPRすべきではないか。</p> <p>(令和2年度静岡県交通安全実施計画第1章第1節10(1)キの内容に対する意見)</p>	<p>道路交通渋滞の緩和や高齢者の交通事故防止の観点から、公共交通利用の重要性が高まっていることから、公共交通利用の促進を図ってまいります。</p> <p>現在の新型コロナ禍においては、3密を懸念して公共交通機関の利用を回避する傾向があることを考慮し、車内の消毒や換気の徹底等、感染対策がなされていることの周知が更に行われるよう、関係機関との連携を図ってまいります。</p>
4	<p>生命のメッセージ展について、高等学校12校程度以外にも年間を通じて全校に広げるとともに、市町の大きな商業施設等の娯楽施設にも広げてほしい。</p> <p>(令和2年度静岡県交通安全実施計画第1章第2節1(4)オの内容に対する意見)</p>	<p>生命のメッセージ展については、命の大切さを訴えることで交通安全の意識を高めもらうことを目的として、近い将来に運転免許を取得することが予想される高校生を主対象として開催しています。</p> <p>予算の範囲内で、今後もより多くの高校生が体験できるよう、計画的に開催するとともに、一般の方を対象とした展示場所も選定し開催してまいります。</p>
5	<p>自動車運転者に対する安全運転の教育について、免許取得後の免許更新時の時間だけでは短すぎる。講習会の義務化等が必要である。</p> <p>(令和2年度静岡県交通安全実施計画第1章第2節1(5)イの内容に対する意見)</p>	<p>免許取得後における運転者に対する交通安全教育については、免許更新時以外には、点数の累積や免許停止等の一定の処分がなされた場合における初心運転者講習や停止処分者講習のほか、事業所の安全運転管理者を対象とした講習等も義務付けられています。</p> <p>また、こうした法定講習のほか、事業所の従業員や高齢者等を対象とした交通安全教室や交通安全イベント等も県下各地で実施されているところであり、今後も関係団体と連携し、多くの県民が交通安全教育を受ける機会を持てるよう、取り組んでまいります。</p>

<p>6</p>	<p>夜間の歩行について、寒い冬の時期に暗い色の服装を着ていると、車のライトだけでは発見が遅れる。自発光式グッズの着用が必要であることを、人が集まる場所でより多くの機会にPRすべきではないか。</p> <p>(令和2年度静岡県交通安全実施計画第1章第2節1(5)カ及び同節1(6)の内容に対する意見)</p>	<p>自発光式をはじめとする反射材用品を着用した場合、夜間の視認性が大幅に向上することから、その普及促進のため交通安全教室や街頭活動等において広報啓発を実施しているところです。</p> <p>第11次静岡県交通安全計画第1章第3節II2(3)カ「反射材用品等の普及促進」に記述のとおり、今後も各種広報媒体の活用や交通安全教室や展示会等の機会を利用して普及を呼び掛けてまいります。</p>
<p>7</p>	<p>ながらスマホは、自転車にも見られるが「歩き」も多い。歩道上も自転車が通行する場合がありますので、危険性をもっとPRすべきではないか。</p> <p>(令和2年度静岡県交通安全実施計画第1章第2節2(2)イの内容に対する意見)</p>	<p>歩きながらスマートホン等を操作する行為、いわゆる「歩きスマホ」については、法律の禁止規定はないものの、その危険性が指摘されています。</p> <p>こうした現状を踏まえ、交通安全教室や広報啓発活動を通じ、歩行者であっても、決められた交通規制を守ることはもちろん、「歩きスマホ」をしないなど道路や交通の状況に応じて、他の人が安全に通行できるよう配慮することについて周知を図ってまいります。</p>